

平成20年第2回上里町議会定例会会議録第2号

平成20年3月10日(月曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第12号)上里町後期高齢者医療に関する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第13号)上里町選挙公報発行条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第14号)上里町下水道事業審議会条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第15号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第16号)上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第17号)上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第18号)上里町ひとり親家庭等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第19号)上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 (町長提出議案第20号)上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 (町長提出議案第21号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 (町長提出議案第22号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 (町長提出議案第23号)上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 (町長提出議案第24号)上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 (町長提出議案第25号)上里町道路線の廃止について
- 日程第 21 (町長提出議案第26号)上里町道路線の認定について
- 日程第 22 (町長提出承認第1号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 23 (町長提出議案第2号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 24 (町長提出議案第3号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 25 (町長提出議案第27号)平成19年度上里町一般会計補正予算(第8号)について

日程第 26 (町長提出議案第28号)平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
について

日程第 27 (町長提出議案第29号)平成19年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計補
正予算(第4号)について

日程第 28 (町長提出議案第30号)平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3
号)について

日程第 29 (町長提出議案第31号)平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第
1号)について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	小暮昇三君
町民環境課長	戸矢三樹男君	福祉こども課長	関根信夫君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	橋爪重雄君	下水課長	岩田貞祐君
人権共生課長	飯塚邦男君	学校教育課長	斉藤直君
生涯学習課長	渋沢秀実君	指導室長	木村和夫君
会計管理者	萩原潤君	図書館長	福島雅之君

欠席した者

水道課長 久保勉君

事務局職員出席者

事務局長 柴崎久男 次長 木村隆之

開 議

午前9時0分開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第12号 上里町後期高齢者医療に関する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第7、町長提出議案第12号 上里町後期高齢者医療に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第12号 上里町後期高齢者医療に関する条例について。

御提案申し上げました議案第12号 上里町後期高齢者医療に関する条例について御説明を申し上げます。

初めに、この条例の制定の趣旨といたしましては、平成18年6月21日に公布されました健康保険法の一部を改正する法律により、平成20年4月1日から現行の老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律として全面改正されました。75歳以上の方などを対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設をされたわけでございます。

この法律の目的は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者医療について国民の共同連帯の理念に基づき、前期高齢者にかかる保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることとされておるわけであります。

この法律の規定によりまして、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設けることとされておりますが、後期高齢者医療の事務を処理するため、埼玉県すべての市町村が参加する埼玉県後期高齢者医療広域連合が平成18年3月1日に設立をされ、後期高齢者医療事務の準備が行われているところであります。去る11月21日に開会の平成19年度第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会におきまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が議決され、平成20年4月1日から施行することとなりました。この条例の議決により、本町が行う後期高齢者医療の事務に関することを規定するため、この条例を制定するものであります。

お手元にあります条例であります。まず第1条であります。この条例の趣旨を規定した

ものであります。

第2条は、町が行う保険料徴収に係る事務であります。条文の規定といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の規定による保険料の徴収、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の委任を受けた高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第6条及び7条の規定によりまして、被保険者の便益の増進に寄与するものとして定める事務の各種の申請、届け出の受付や被保険者証の引き渡し等のいわゆる窓口事務及び受付をした申請、それから届け出に係る書類並びに返還される被保険者証及び資格証明書の広域連合への送付並びにこれらに関する相談・照会への対応に係る事務を行うほか、第1号から第8号までの規定によりまして、広域連合条例に規定されている葬祭費支給申請書の受付、保険料額の通知書の引き渡し、保険料の徴収猶予に係る申請書の受付及び通知書の引き渡し、保険料の減免に係る申請書の受付及び通知書の引き渡し、保険料に関する所得に係る申告書の受付、これらの事務に付随する事務を行うことを規定しているものであります。

次に、第3条でありますけれども、本町が保険料を徴収する被保険者として、本町に住所を有する方及び病院、診療所または施設に入院、入所または入居したことにより、その病院等の所在する場所に住所を変更した際に、それまで本町に住所を有していた方は本町の保険料を徴収することを規定したものであります。

第4条は、本町が普通徴収する保険料の納期についてであります。第1期の7月から第8期の翌2月までの8期をもって徴収することを規定し、被保険者の資格取得の時期によって、この納期によりがたいこともあるので、この場合には別に定めて通知をしなければならないこと。それから、納期ごとの分割金額の100円未満の端数、または分割された保険料の全額が100円未満の場合は、最初の納期に合算することを規定したものであります。

次に、第5条は延滞金の規定でありまして、納期限後に保険料を納付する場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年14.6%の割合で計算した延滞金額を納付しなければならないこと。ただし、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは、年7.3%の割合で計算すること、延滞金額に100円未満の端数がある場合には端数を、または延滞金額が1,000円未満である場合にはその金額を納付する必要がないこと、延滞金を計算する場合には、うるう年についても365日で計算することを規定したものであります。

次に、6条から8条についてでありますけれども、これについては罰則の規定であります。

まず、第6条は、被保険者等の正当な理由がなく、文書等の提出や提示を命じられても従わない場合、または職員の質問に対して答弁しなかった場合並びに虚偽の答弁をした場合には、10万円以下の過料に科する処分を行うことができる旨を規定したものであります。

次に、第7条でありますけれども、偽りや不正の行為により保険料や町が徴収すべき徴収金を免れた方には、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する処分を行うことができる旨を規定したものであります。

次に、第8条でありますけれども、第6条及び第7条に規定する過料の額は、情状によりまして町長が定める旨を規定してあります。過料を徴収する場合の納入通知書に指定する納期限は、発布の日から10日以上経過した日とする旨を規定したものであります。

附則第1条は、この条例の施行期日でありますけれども、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2条は、平成20年度における特例として、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法により徴収する保険料の納期を、第4条第1項に規定する第4期から第8期までの5期に徴収する旨を規定しております。また、第4条第2項の条文中の読みかえについて規定したものであります。

附則第3条は、延滞金の割合の特例といたしまして、当分の間、納期限から1カ月を経過する日までは、本則は年7.3%であります。日本銀行法による商業手形の基準割引率に4%を加算した特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その特例基準割合で計算する旨を規定しております。参考までに、平成19年度において適用される特例基準割合は年4.4%であります。

以上が上里町後期高齢者医療に関する条例の提案理由の説明でございます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。次第であります。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ただいま提案されました条例でございますけれども、上里町における被保険者数は何人になるのかという点と、上里町、それから埼玉県全体ですけれども、広域連合の負担額、県の負担額は幾らになるのかという点と、これは月額年金が1万5,000円を超える者については天引きになるようですが、天引きによるものが特別徴収ですか、天引きできない人にじかに徴収に行くのが普通徴収ですか、その普通徴収と特別徴収する人の数について説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明申し上げます。

上里町の被保険者数ですが、今現在2,753件という形で準備を進めておりますが、これ日々

資格の取得と喪失という形で、きょう現在、あしたとなりますと保険者数が死亡と年齢到達基準によりまして日々変わっていきますので、基本的に今、2,753件でデータのやりとりをしているところでございます。

それと、年の負担額というのは個人じゃなくて町が負担するものでしょうか。保険料でよろしいですか。はい。

保険料は一応埼玉県全県統一という形でされておりまして、埼玉県の保険料率ですけれども所得割と均等割、2つの種類に分けられて計算されておりまして。均等割については、この制度に加入する方すべて4万2,530円が均等割、それと所得割については所得率に掛ける0.0796という形の計算で算定いたしますということで決まっております。ただし、小鹿野町におきましては、これまで老人医療費が非常に安いという形で、これ特例が認めてありまして、小鹿野町だけですけれども、均等割が3万5,760円、それから所得割率が0.0670という形で、一応埼玉県内では2つの方法の保険料が動いているという形で御理解いただきたいと思っております。

ただ、この保険料については2カ年で変更をかけますという形で、これも規約の中に定められておりますので、平成20年、21年が今申し上げました金額になるかと思われまして。22年になりますと改定が行われるという方向性で動いているようでございます。

続きまして、年金というのは介護保険と同じような形で考えていただければいいと思っております。今度その天引きの方法も介護保険料、それから後期高齢医療、国保、この3つが天引きになるという形で、この4月から電算事務が変わりまして大きく変わるところでございます。これも今内部で調整しておりますけれども、まず年間18万以上、月額1万5,000円以上の年金をいただいている方、介護保険料を優先に天引きのふりいにかかります。その後に後期高齢医療分、そこをまた精査をして、その3段階目で国民健康保険税のふりいにかけて、それぞれその対象となるところのものをすべて年金からお預かりしますという仕組みになるということで、今電算のシステムの調整をしているところでございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 普通徴収分と特別徴収分の割合というんですか、人数ですか、先ほどの課長の説明ですと、介護保険と同じぐらいかなというようなニュアンスに聞き取れたんですけども、そうなりますと普通徴収分が4分の1、特別徴収が4分の3ぐらいの割合になるかなと思うんですけども、そのぐらいの割合なんですか。

それからもう一つは、条例の第6条、7条、8条については罰則規定があるんですけども、75歳以上の人の中にはかなり介護を要する者も含まれているわけですし、それを介護する人、

あるいは保護する人、家庭等あるわけですがけれども、この罰則規定、そういうところに罰則を科するのはどうなのかなど。果たしてこれが適用になるのか。そうした、もうほとんどそういうことがわからない人たちに対して罰則規定を設けても、それは適用できるのかなど、こんなふうに思いますが、介護保険についてもそうしたものがあつたと思うんですけれども、介護保険の内容とほとんど同じような罰則規定かなと思われるんですけれども、現実にそうした例が介護保険の中にはあつたのかどうか、その辺の説明も含めてお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 後段の部分について私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、この6条からの罰則規定でありますけれども、ここにもありますとおり、正当な理由がない場合、偽りの場合というふうに限られてございますので、一般の方々にこれが適用されるものではないと、非常にその中でも悪質な者に対するものであるというふうに御理解いただければありがたいというふうに思います。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 特別徴収と普通徴収の割合なんですけど、既に仮徴収という形で動いているデータがあるんですけど、4月から天引き、これは国保に加入していた皆さんのみ天引きという形。というのは、被扶養者、社会保険とか市町村共済の被扶養者であつた75歳の高齢者については、急遽、昨年12月に保険料をいただかないという特別な法理がありまして、非常にその辺のところも非常に事務が複雑化になっておりまして、とりあえずその方たちを除いた仮徴収の対象者が今1,600人ちょっとの数字でデータを動かさせていただいております。一応、扶養、被扶養、社会保険制度、他の保険との絡みがございまして、課税者の対象となる決定をするのが非常に難しいのがございまして、社会保険、それから共済組合、国家公務員共済組合、その辺のところのデータとすべて整合をとった後、普通徴収、特別徴収という形に切りかわっていくと思います。そんな関係で、その辺の精査が確定するのが今年の10月ぐらいでしょうか、その辺のところまで、いろんなものが出てくるように思います。というのは、特別徴収を依頼したところ、被扶養者というものが後日確定した場合の人については、その天引き分を還付しなくてはならないという事務も発生してきますので、非常に今年1年は渾沌とした事務が続くのだからと、そんなことで理解しております。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

11番桜井彪議員。

〔 11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 1点お伺いします。

第5条の被保険者または延滞者のこの内容が、括弧の中で14.6%を納期限の翌日から1カ月を経過すると、文言がこうたってあるんですけども、この14.6%というのを完全に今かけているのかどうか。いろんな税にしても保険料にしても、これについて私はかけていないような気がするんですけども。ここに条例としてはうたい込むわけですけども、これがうたい込まれたときに、これを実際にやるのかどうか。その辺についてお伺います。ということは、私の知る範囲では、国税は翌日からぴしゃりと取るんですよ。ところが、こういう条例で規定してあるところは、これ、かけていないんですよ、正直なところ。ですから、この辺についてどういようなお考えなのか、お聞かせを。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 国保税、地方税すべてに規定が設けられているわけでありまして、それに基づいて、原則これはすべての延滞加算については対応しているということでございます。中によっていろいろ状況がある場合には、それはそれなりの減免の措置をとっておりますけれども、すべてそういう形で対応させていただいている。この後期高齢者医療もそれと同じであります。

以上です。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔 11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） これは現実に、ちょっと今すべてのもの、この14.6%というのが規定してある条例がいっぱいあるわけですよ。ですけども、この中で、私も正直言って、1カ月あるいは半月おくれる場合は過去に何回かあります。その場合に、ここ当然かかっていると思うんですけども、かかっていないんですよ。その辺なんです。

議長（小暮敏美君） 税務課長。

〔税務課長 小暮昇三君発言〕

税務課長（小暮昇三君） 御説明申し上げます。

金額によりましては延滞金がかからないという場合もございますので。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔 11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 金額の少ないの、ここに書いてあるから、この内容であればこれは当然かからないんですよ。ところが、この金額よりも大きい金額の場合、私も正直言って、

これ現実には私は助かっているんですよ。助かっちゃっているんですけども、ここの中でその助かっている部分がやっぱり条例にうたい込まれているということになると、私は正直言って、これを一番疑問に思った、税の中でですね。それで、最終的に固定資産税についてもしかりだと思います。それから、町民税についてもしかりだと思うんです。やっぱり固定資産税の場合は額が相当大きくなる方もおられますので、そのときでも当然おくれれば、この14.6%はかからなければいけないんですけども、これがかかっていない。この辺について。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ちょっとすべて細かい点についてはわかりませんが、原則、これはもうすべて全員に納期限後については延滞金が課税をされておりますので、御理解いただきたいと思います。そういう中で、ただ世帯で、体とかいろいろ、仕事が倒産したとかというような形の中での減免措置はとられておりますけれども、原則すべて条例どおりに対応させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 私が言うことは、これなぜ言うかということ、今の税金にしても年4回で一定額を、総額を年4回に分けて徴収しているわけですよ。あるいは5回に分けての分もあります。この保険税の場合は、これは8回ですか、分けているわけですね。そうすると、この8回で1回目の一番最初、例えばこの例でいきますと、7月30日であるならば、もしここで払っていないとすれば、期限が、その期限の2回分前までにそれが払われないとひっかかっちゃうわけですね、この条例には、という解釈私はしているんですけども。これが一発で全納している場合は別に問題ありませんけれども、4回に分けてあるものが1回目の月の終わりに、1回目の納付金額がもし納めていなければ、これに当然当てはまるわけですね。

ですから、ここはぜひ、これは恐らく私が自分で経験した例からすると、国保も、それから固定資産、それから住県民税、この辺についても恐らくこれは、ここにはうたい込んでありますけれども、やられていないというのが、私はもうおくれた、自分がそういうふうに過去に税金がおくれちゃっていいのかなという考えを持っているものですから、その辺をちょっと調べてもらいたいんですよ。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 人によってそういうことをしていることはございませんので。ただ先ほどこの条例にもありましたとおり、1,000円未満についてはかかりませんので、それらの

状況はどうかということとは精査しないとわかりませんが、議員さんだから、だれだからといってまけるというようなことはございません。そういう意味で、これは当然すべての方に平等に対応させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。細かい点については、また終わり次第、また担当課長のほうから説明させますけれども、御理解いただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 担当課長から内容について、今の例えば大きい金額は固定資産税ですから、やはり固定資産税は年に4回で徴収しているわけですね。1回目の納付金額はきちっとその納期に納められていれば、これは問題ない。しかし、1回目がおくれて、2回目の中までに、この間でやはり14.6%というのが発生しなければならんと思うんですけれども、それが発生されていないというのが現実だと思うんです。これをちょっと確認してほしいんです。

以上です。これ後で結構ですよ。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

ただいま提案されました議案第12号 上里町後期高齢者医療に関する条例に反対の討論をしたいと思います。

この議案は平成20年4月1日から施行するということですが、去る2月28日に日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は、後期高齢者医療制度の廃止法案を衆議院に提出したところであります。この後期高齢者医療制度は、保険料は各都道府県に設置された広域連合によって決定され、収入によってそれぞれ保険料は違いますが、埼玉県では平均で年9万4,000円と言われております。これは介護保険料も加わると、75歳以上の高齢者の負担は月々1万円を超えるだろうと言われております。政府はこの医療制度の改革で後期高齢者の医療費を減らそうというのがねらいであり、2025年までに今の30兆円から25兆円に5兆円減らしたいと、これがこの制度をつくったねらいのようであり、このたび提案した4野党の法案は、この後期高齢者医療制度の導入そのものを撤回したいということで衆議

院に過日提出しており、まだ審議はされていないようでありますけれども、この制度にかかわる規定を削除したいという法案でありまして、こうした制度の創設に反対をしたいものであります。

また、この制度の問題は75歳以上の高齢者だけの問題ではなくて、国民健康保険に入っている現役世代の国保税の値上げにもつながるわけであります。国保税に後期高齢者医療制度の支援金が上乗せされるからであります。

こうした中で提案されました議案第12号 上里町後期高齢者医療制度に関する条例に反対をするわけであります。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 上里町後期高齢者医療に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第13号 上里町選挙公報発行条例について

議長（小暮敏美君） 日程第8、町長提出議案第13号 上里町選挙公報発行条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第13号 上里町選挙公報発行条例について。

御提案申し上げました議案第13号 上里町選挙公報発行条例に関する提案説明をさせていただきます。

初めに、提案理由でございますが、市町村の議会の議員または市町村長の選挙における選挙公報の発行については、公職選挙法第172条の2で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が条例で定めるところにより発行することができるとされ、任意性をもって規定をされているところであります。

現在、埼玉県内70市町村のうち、市町村の選挙において選挙公報が発行されていないのは、本町を含む11町村であります。ちなみに、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、菖蒲町、鷲宮町、東秩父村となっております。このうち人口が3万人を超えているのは上里町のほか寄居、鷲宮町で、両町とも条例制定されておられませんけれども、寄居、鷲宮も条例制定を検討されているところでございます。寄居町につきましては、今年度中に制定の予定と聞いております。

なお、平成18年4月の町長、町議会選挙において、選挙公報についての問い合わせは数件あり、選挙公報がなければどのようにして選べばよいのかというような苦情も寄せられており、制定が必要な時期に来ていると判断をして提案を申し上げた次第でございます。

条文の概要でございますけれども、それでは条文の骨子について御説明を申し上げたいと思います。

第1条につきましては、この条例の趣旨でありまして、選挙公報の発行について定めることをうたっているところでございます。

第2条につきましては、選挙公報を発行することを定めたものであります。

第3条は、掲載文の申請について定めています。町の議会議員または町長選挙において、告示当日の午前8時30分から午後5時までの間に申請し、掲載文の内容については、他人の名誉を損なうなど選挙公報としての品位を損なうことがないように規定をしておるところであります。

第4条につきましては、選挙公報への掲載の方法についてでございます。申請者の原文のまま掲載すること及び掲載順については、選挙管理委員会がくじで定めることとしております。また、申請者等はこのくじに立ち会うことができることを定めております。

第5条関係につきましては、選挙公報の配布について規定しておりまして、町では第2項で新聞折り込み、その他これに準ずる方法により配布することを行うことができるということでございます。

それから、新聞折り込みにつきましては、19年度の県議選、参議院選及び知事選において既の実施をしております。約8,600部を配布しております。そのほかにつきましては、町の公共施設に設置することや、希望者には郵送することにより容易に入手できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

第6条は、選挙公報の発行を中止する場合について定めておるものであります。

第7条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は町の委員会で、選挙管理委員会において定めると規定をしているところであります。

附則で、この条例は公布の日から施行することになっておりまして、平成20年4月1日からになっているわけでありまして、

以上で上里町選挙公報発行条例の提案理由の内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 上里町選挙公報発行条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第14号 上里町下水道事業審議会条例について

議長（小暮敏美君） 日程第9、町長提出議案第14号 上里町下水道事業審議会条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第14号 上里町下水道事業審議会条例であります。

上里町下水道事業審議会条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でありますけれども、公共下水道事業の進展による一部供用開始に向け、下水道事業審議会を設置いたしたく、本案を提出するものであります。

次に、条例の内容について御説明申し上げますが、第1条につきましては、審議会の設置目的であります。上里町の下水道事業の円滑な運営を図る目的により設置することです。

第2条につきましては、審議会の所掌事務になりますが、町長の諮問に応じ、下水道の受益者負担金及び使用料に関する事項について調査、審議を行うことです。

第3条は組織でありまして、審議会の委員は12名以内とし、議会議員2名以内、行政区の代表5名以内、識見を有する者2名以内、町の職員3名以内としているところであります。

次に、第4条でありますけれども、委員の任期は2年とするもので、再任は妨げないということになっておるところでございます。

第5条につきましては、会長及び副会長の職務となっております、第6条は、会議の招集は会長が行い、議長となり、議事については過半数をもって決するというところでございます。

第7条は庶務、第8条は委任となっておりますところでございます。

附則であります、施行期日は平成20年4月1日から施行するものであります。

下水道事業審議会の設置に当たりまして委員の報酬等を定めるため、附則において上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うものであります。

下水道審議会委員の報酬につきましては、他の審議会委員と同様に、日額報酬3,600円、費用弁償1,500円といたしているものであります。

以上で、上里町下水道事業審議会条例についての提案理由及び内容の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井です。

過日の一般質問でも質問したわけですが、この審議会をつくって、そこで下水道受益者の負担金やら使用料に関することを決めるんだと、そのための審議会をつくるんだということで、審議会をつくることはわかるんですが、もう既に事業が施行され8割方できており、平成22年4月1日供用開始という中で、関係する地域の人たちに対して、この負担金というものはどういうものなのか、これを早く説明する必要があるんじゃないかと。使用料はわかる。使用すれば当然負担がかかるわけですから使用料はわかるわけですが、この負担金というものはどういうものだったり、どういうことを基準にして決めるんだと、そしてどのぐらいかかるものだと。それを早く知らせなければ、もう既に多くの人が心配しているわけでありまして、負担金というものがかかるらしい、一体幾らかかるんだか。それを過日の一般質問では、平成21年の3月議会に提案して、そこで決まったら4月から説明しますということですが、けれども、22年4月1日からもう既に供用開始になる。21年4月から説明して、じゃ何万円かかりますよ、何十万かかりますよ、いつまでに払ってくださいと言われても、そう簡単に、はい、わかりましたと言ってすぐ払えるような額なのか。そうであるならば何も問題ないわけですが、その負担金、加入料、接続費、それがどのぐらいかかるものか、その説明を早

くする必要があるんじゃないか。

聞くところによりますと、農業集落排水を実施した上郷久保地域でも、いざ接続しましょうというときになったらそうした問題が出たという話を聞いているところでもありますけれども、この公共下水道の加入金、接続料、負担金、これはどういったものを基準にして出され、どのぐらいかかるものか。多くの住民がそれを今大変心配しているところなんです。来年説明するそうです。じゃいつ使用開始になるのか、再来年ですと。来年説明して、幾ら払ってくださいと、再来年までに払える額ならばいいわけですがけれども、それを多くの住民が心配しているのに、一向にその説明がない。もう多くの市町村で県内でも実施している中で、そういうものが全く説明できない内容なのかどうか。これを再度お聞きいたします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 負担金、それから使用料の関係につきましては、下水道事業審議会に諮問をし、それから答申をいただいて、議会の議決をいただいて決定をするということでございます。審議会が決定するものではございません。御理解いただきたいと思えます。

そういうことで、これから手続が踏まれていくわけでもありますけれども、やはり今の段階で受益者の方に幾らであるという説明はできないわけがあります。大まかなことを説明すれば、これまた、それがそれなりの形で生きてしまうわけでございますから、基本的には額が決定されてから受益者の方々には細かい説明をさせていただく。そういかないと、言ってから、これは幾らなんだ、すみません、わかりませんというわけには、これはいかないわけでございます。やはりそれはきちとした中で説明していかなければならない。ただし、それまでの間、いろいろな下水道事業の内容の趣旨的なもの、そういうものはやはり説明をしていかなければならないだろうと思えますので、何らかの形で周知できるような形にはしていきたいなというふうに思っております。これは上里町だけじゃなくて、すべての下水道事業をやっているところの町村がすべて同じ手法でございますので、それらについて御理解をいただきたいと思えます。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ただいまの副町長の説明でも、額が決まらないから説明できないということではありますが、この負担金の根拠、どういうものを基準にして出すのかと、それは説明できるんじゃないかなと。同じ流域下水道を使用する本庄・児玉郡市の中で、本庄市ではもう既に実施しているわけでありまして、負担金は枝管に接続する接続料金であるとか、あるいはその利用者の宅地の面積によっても違うという話も聞くわけですがけれども、それはどうなの

か。100坪の宅地の方が負担する額と、200坪、300坪の宅地内の方が接続するときの負担金の額は同一でいいのだろうか。また、枝管と家庭内の污水管がほとんどもう道路に面しているところに浄化槽があり、即污水管に接続する家庭と、道路からかなり離れた反対側のところに污水管があり、道路の枝管まで100メートルからの距離のある家が同じなのだろうか。そうした負担金の相違が、そのほかにもまだ基準があるのだろうか。どういうものを基準にして出していくんだか、標準的なもの、例的なもの、本庄市の例、そうしたものが、いっぱい説明する材料はあるんじゃないかなと。それを全部ひた隠して議会で議決されるまでは説明できないという方法では、関係する人たちは非常に心配しており、不安に思っておる中で、何もそれまで説明できない、そういう対応でいいのだろうか、再度答弁をお願いします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 誤解されると困るんですけども、金額については所定の手続をしないと発表できないということでございます。議会の議決がなくして、負担金、使用料のお話ではできないということだけは、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

その間、今言われているような内容についての趣旨的な内容については説明し、またパンフレット等を配布するという事はやぶさかじゃございませんので、周知徹底は図っていきたいと思います。

なお、この事業の開始に当たっては、地元説明会でその辺のところは一度説明をさせていただいて、なおかつ個々とでも説明をした経緯はあるわけでありませう。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 上里町下水道事業審議会条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第15号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第10、町長提出議案第15号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第15号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第15号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国民健康保険法等の一部を改正する法律、平成18年法律第83号でありますけれども、平成20年4月1日施行分並びにその他保険給付の内容を改正するため御提案申し上げたものでございます。

上里町国民健康保険条例の一部を次のように改正するというものであります。

6条の全文改正につきましては、年齢の引き上げ及び文言の整理等による改正であります。この改正内容は、国民健康保険法第42条第1項の規定と同一の一部負担金を本町も採用しているため、今後仮に国民健康保険法の一部負担金の改正があった場合にも速やかに被保険者への周知及び対応ができることを勘案し改正をするものであります。

第7条第2項中でありまして、「第8条第2項において同じ」を追加することにつきましては、第8条第2項を追加することによる文言の整理であります。

第8条に次の第1項を加えることではありますが、この追加の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律、昭和57年法律第80号でありますけれども、健康保険等については、保険税を1年以上支払い、社会保険離脱後国保に加入して3カ月以内に死亡した場合には、従前の社会保険から葬祭費が支給されることになっているものであります。今年4月より後期高齢者医療制度により75歳到達に伴うことにより、葬祭費の併給調整をするものであります。

第9条の全文改正につきましては、国民健康保険法第72条の5の規定する特定健診等を行う以外の被保険者の健康の保持増進のための事業を掲げたものであります。

国民健康保険法第72条の5には、参考でございますけれども、国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条に規定する特定保健指導に要する費用のうち政令で定めるものの3分の1相当額とするものという負担額が定められているわけでございます。

次に、附則でありますけれども、まず施行期日につきましては、平成20年4月1日からでございます。

次に、経過措置であります。平成20年3月31日までに受けた療養の給付に係る一部負担金及び死亡並びに保健事業については、改正前のおのこの条文を適用するというものであります。

以上が、国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由の内容の説明であります。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第16号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第11、町長提出議案第16号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第16号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第16号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

介護保険法施行令並びに介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、所要の改正を行うために提案をさせていただくものであります。

改正概要でございますが、平成17年度の税制改正に伴い、公的年金等控除の縮小、高齢者非課税限度額の廃止の影響により、収入が変わらなくても介護保険の保険料が大幅に上昇する者について、平成18年度並びに19年度に講じた保険料の激変緩和措置を、平成20年度においても保険者の判断によって講ずることができるよう国の政令改正が行われました。これによりまして、本町においても平成20年度の激変緩和を実施するため、条例改正を行うものであります。

条文の概要でございますけれども、附則第3条（保険料の経過措置）の見出しを、「平成18年度及び平成19年度」を「平成18年度から平成20年度までの各年度」と改めたものであります。それから、同条の次に1項を加えまして、平成20年度も前2カ年同様介護保険料で激変緩和を適用させるもので、改正される内容は、平成19年度と同様の取り扱いをすることを定めたものであります。

第1項第1号から第3号までは、今回の経過措置がなければ保険料が上里町保険料の第4段階の3万7,200円に該当する場合で、第1号については、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度の住民税が課税されていないとした場合で、生活保護受給者、老齢年金受給者等に該当する場合3万800円に。それから、第2号については、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が前号と同様に住民税が課税されないとした場合、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以内の方の場合3万800円にと定めたものであります。第3号につきましては、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が住民税非課税の場合で前2号に該当しない場合3万3,800円となるものであります。

続きまして、第1項第4号から第7号までであります。経過措置がなければ保険料が上里町保険料第5段階4万6,500円に該当する場合で、第4号は、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度の住民税が課税されていない場合で、生活保護受給者、老齢年金受給者等に該当する場合は3万7,200円に。第5号につきましては、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が前号と同様で、住民税非課税の場合の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以内の方の場合3万7,200円に。第6号につきましては、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が住民税非課税で、第5号に該当しない場合は4万100円に。第7号につきましては、世帯主のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の場合は4万3,100円となります。

施行期日につきましては、平成20年4月1日からであります。

以上、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

ます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第17号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第12、町長提出議案第17号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第17号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

御提案申し上げました議案第17号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するについて提案説明をさせていただきます。

初めに、提案理由の内容でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するため御提案申し上げたものであります。

今回の改正における概要でありますけれども、老人保健法が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い一部改正となりました。この改正に伴い、本条例に記載されております関連部分の改正を行うものであります。

それでは、改正条文の骨子について御説明申し上げたいと思いますが、初めに、第1条第1項中「国民健康保険法」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加えるものであります。

次に、第2条第1項第3号中「老人保健法施行令別表第1」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表」に改め、「町長」を「埼玉県後期高齢者医療広域連合」に改めるものであります。

第2条第2項中「国民健康保険法」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加えこれ先ほどから申し上げております高齢者医療は、後期高齢者医療の関係でございます。加え、同条第3項中「又は老人保健法」を削るものであります。老人保健法は廃止されますもので、こういうふうになるわけです。

第3条第1項は文言の整理でございます、同条第1項第1号に1号を加えるものであります。

ちといたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者を加えるものであります。

第3条には次の1号を加え、号の整理を行ったものでございます。

9で、「高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者、同条に定める入院、入所又は入居前に本町内に住所を有していた者」を加えるものであります。

第6条の見出し中及び同条第1項中「又は受給証明書」を削るものであります。

第7条見出し中及び同条第1項中「又は受給証明書」を削るものであります。

第11条第1項中「第3者の行為に因る」を「第3者の行為による」に改めたものであります。

附則であります、施行期日につきましては、平成20年4月1日から施行するものであります。

次に、経過措置でありますけれども、この条例の施行前に第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者として、みなし規定を規定したものであります。

以上が上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の内容の説明であります。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第17号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第18号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の
一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第13、町長提出議案第18号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支
給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第18号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の
一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第18号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一
部を改正する条例について提案説明をさせていただきます。

初めに、提案理由であります。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、上里
町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正するため提案をいたしましたもので
あります。

今回の改正における概要でございますけれども、老人保健法が改正され、高齢者の医療の確
保に関する法律の施行に伴い一部改正となりました。この改正に伴い、本条例に記載されてお
ります関連部分の改正を行うものであります。

それでは、条文の骨子について御説明を申し上げます。

初めに、第2条第5項につきましては、「国民健康保険法」の下に「高齢者の医療の確保に
関する法律」を加えるものであります。

第2条第6項につきましては、老人保健法の記載を削るものであります。

附則であります。施行日でありますけれども、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上が、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由及び内容説明でございます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。次第でございます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

午前10時10分休憩

午前10時30分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 町長提出議案第19号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第14、町長提出議案第19号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第19号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第19号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げたいと思います。

初めに、提案理由であります、町職員に支給しております特殊勤務手当について一部を廃止するため、本案を提出するものであります。

現行では、特殊勤務手当について4種類を規定しておりますが、このうち税務業務手当と用地交渉手当を廃止し、2種類とするものであります。

廃止する2種類の手当については、現状の業務について特殊性が薄れており、これまでも支給停止となっていた経緯もあり、職員給与の構造改革の一環として今回廃止するものであります。

改正文では、特殊勤務手当の種類を規定しております第2条第3項及び第4号を削り、税務業務手当と用地交渉手当の業務内容を規定している第5条、第6条を削り、同じく第7条、第8条に規定しております文言を改め、それぞれ繰り上げしたものであります。

同様に、別表についても特殊勤務手当の種類を廃止にあわせて改正をしたいものであります。

以上をもちまして提案理由とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第20号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例
条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第15、町長提出議案第20号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁
償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第20号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例
条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改
正する条例について、提案説明を申し上げたいと思います。

初めに、提案理由でございますが、新行財政改革推進プランの推進と経費の節減のために、
引き続き特例措置を継続いたしたいので本案を提出するものであります。

上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例において規定しております費用弁償に
ついての支給を特例として停止するもので、平成20年度においても継続するものであります。

現在、新行財政改革推進プランを推進しておりますが、その取り組み事項の一環として平成
18年度より特例措置を実施しておりますが、着実に経費節減への効果を上げておりますととも
に、新行財政改革推進プランの推進に大きく寄与しているところでございます。

つきましては、附則第2で規定している失効時期をさらに1年延長し、平成21年3月31日ま
でとした改正をさせていただくものであります。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜ります
ようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 上里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改
正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第21号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第16、町長提出議案第21号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第21号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由であります。新行財政改革推進プランの推進と経費節減のために、引き続き継続したいので本案を提出するものであります。

上里町特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例において規定しております費用弁償についての支給を特例として停止するもので、引き続き平成20年度においても継続するものであります。

現在、新行財政改革推進プランを推進しておりますが、その取り組み事項の一環として平成18年度より特例措置を実施しておりますが、着実に経費節減への効果が上げておりますとともに、新行財政改革推進プランの推進に大きく寄与しているところでございます。

つきましては、附則第2で規定している失効時期をさらに1年延長し、平成21年3月31日に改正を行うものであります。

以上をもちまして提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。

平成18年度より新行財政改革推進プランを進めているということで、この費用弁償の支給停止が経費節減に大きく寄与しているというお話でございました。

そこでお尋ねいたしますけれども、費用弁償が本来出されるとしたら、年額すべてに条例どおり出した場合、幾らぐらいかかるのか。また、その委員、審議会や各種委員会が何種類ぐらいあるのかをお尋ねいたします。

議長（小暮敏美君） 総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） 非常勤特別職の費用弁償の関係でございますが、これの支給停止をしなかった場合、年額の額でございますが、415万4,000円の年額の支給額となります。

それで、関連団体ということで町の開発公社とか土地改良等の関連の団体があるわけですが、合計で幾つあるかということにつきましては、今ここにちょっと資料がございませんので、後日調べてお知らせをいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 18年度から19年度、もう既に今年度末でこの特例条例をつくって、延長して2年になりました。この間に、この件についてはどのような議論がされたのか。昨年もこの延長するときに同様の議論があったと思うんですけれども、そのときに、例えば審議時間が半日以上に及ぶときはどうするんだとか、1時間の会議と半日の会議、また1日の会議、この違いはどうするんだとか、全体の支給額を、1,500円満額出せないんであれば1,000円にしてみんなに出すんだとか、半額にしたらどうだとかというお話もあったと思いますが、その辺についてはこの1年間でどのような議論がなされたのでしょうか。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） この問題につきましては、基本的に行政改革推進委員会でこの内容について審議をしていただき、決定をさせていただいて、推進をされてきたという経緯がございまして、今その内容の継続中であるというふうにひとつ御理解をいただきたいというふうに思うわけでありまして。なお、今御指摘の点もあるわけでありまして、我々としてもその辺のところを十分これから1年かけてもう少し議論をして、審議会にもいろいろ御意見を賜りたいというふうに考えております。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ただいま提案されました議案第21号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について反対でありますので、反対の立場からの討論をさせていただきます。

この件に関しましては、平成18年度より本年度末で2年間が経過しようというところでございます。昨年も同様の議論がありました。その中で、同じ会議でも1時間ぐらいのもの、それから半日ぐらいのもの、1日ぐらいあるものの中で、これを一律支給停止にするのはいかかなものかというような議論もございました。また、1,500円の費用が適切なのか、これを半額にして全体に一律支給するべきであるのではないのか、そのような議論もあったことでございます。また、そういった議論がまだまだ不完全の中で、この1年間の延長ということに反対すると同時に、全体で415万4,000円、この金額を切ることが経費節減というのであれば、まだまだほかに節約する部分は多々あると思いますので、この御提案されました議案第21号に反対いたします。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第21号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第22号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 町長提出議案第23号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第17、町長提出議案第22号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件及び日程第18、町長提出議案第23号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第22号及び第23号の説明を求めます。
副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第22号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第22号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第23号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、提案理由であります。現在、新行財政改革推進プランを推進し、経費節減効果を図るため、引き続き特例を継続したく提案するものであります。

この特例条例は、町長、副町長、教育長の給与に関する条例に規定している給与及び期末手当について、それぞれ町長、副町長は20%、教育長は15%の削減をするもので、平成18年度から実施しているものであります。

現在、新行財政改革推進プランの実施中であり、みずからも率先して取り組むことで本プランの推進に寄与いたしたく、平成20年度においても継続をいたしたいというものであります。

改正文といたしまして、附則で定めております失効期限について、平成21年3月31日までに延長を改正したく提案するものであります。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。

また確認なんですけれども、町長、副町長20%、教育長15%削減ということで、削減の効果、金額ベースでお幾らになるのでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（小暮敏美君） 総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） 御説明いたします。

町長及び副町長の給与等の削減、20年度見込みといいますが、20%削減で合計金額で484万3,000円でございます。町長につきましては、月額15万4,000円の減、賞与分につきましては79万7,000円の減ということで、年額にしますと、町長分は約264万5,000円程度の減となります。

副町長につきましては、月額にしますと12万8,000円、賞与分につきましては66万2,000円、年額にしますと約219万8,000円程度の減額となります。

町長、副町長の減額の合計額につきましては、年額約484万3,000円でございます。

教育長につきましては、月額9万300円の減と、賞与分につきましては46万8,000円程度の減、年額にしますと約155万1,000円程度の減額の見込みでございます。

町長、副町長、教育長合計の減額額は、年間で約639万4,000円程度の減額の見込みでございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 今回の御提案の理由は、行財政改革推進プランに基づく経費の削減ということなんですけれども、そこで1点確認でございます。過日の一般質問でも同僚議員から出されておりましたが、ハイウエーオアシス問題に絡む事業予定者との覚書の破棄とは、その責任をとるということは一切関係ないということでしょうか。お願いいたします。

議長（小暮敏美君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） そういうことは一切関係ございません。今日の行財政改革推進プランに沿って今日までやってきたわけでございますけれども、まだまだ現状で当分の間やらせていただきたいと、そういう気持ちでございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。

御提案されました議案第22号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改

正する条例について、反対の立場から討論をさせていただきます。

これも先ほどの議案第21号と同様の趣旨で、給与それから期末手当を町長、副町長においては20%削減をするということでございます。

私は昨年も同様の発言をさせていただいたか、全協の席かはちょっと忘れてしまったんですけども、ここに政治的に、また行政執行上何ら問題がないのであれば、こういう形で削減するのは好ましくないんじゃないのかなと思います。地方分権が進んでくる中で、ますます自治体の責任というのは重くなっております。町長、副町長の責任は非常に重大になってくる中で、仕事は本当に激務だと私は思っております。また、諸手当がつく職員、課長さんのやはり一番手取りの多い方よりも逆転現象が生じてしまっているのではないのかなというの、しているのか、非常に近い金額になっているのかはちょっとわかりませんが、こういう状況で果たして町長、副町長という重責を全うすることが、本当にこの額でということではないんですけども、やはり私はおかしいと思います。

お金がすべてではございませんが、安心して、生活だけではございませんけれども、やはり町長にも御家族があったりするわけでございます。そういう形で、安心してやはり生活ができるような、また集中して職務に取り組めるような、そういった面からもこういった減額はすべきでない。何らかの行政運営上の問題があるならば、今後こういうことはあってもしかりかと思えますけれども、そのような理由から私は反対ということで討論をさせていただきます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第23号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第24号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部
を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第19、町長提出議案第24号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第24号 上里町一般職職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げたいと思います。

初めに、提案理由であります。新行財政改革推進プランの推進と経費の節減のため、引き続き継続したいので本案を提出するものであります。

上里町一般職職員の旅費に関する条例において規定しております日当の支給について特例として停止するもので、引き続き平成20年度においても継続するものであります。

厳しい財政状況の中、新行財政改革推進プランのもと各種取り組み事項により経費節減を図っており、職員の出張時における交通費は支給するものの、日当については引き続き支給停止を継続するもので、経費節減を図るものでございます。

改正文では、附則第2で規定している失効時期を平成21年3月31日に改正するものでございます。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第24号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第25号 上里町道路線の廃止について

日程第21 町長提出議案第26号 上里町道路線の認定について

議長（小暮敏美君） 日程第20、町長提出議案第25号 上里町道路線の廃止についての件、日程第21、町長提出議案第26号 上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第25号及び議案第26号の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第25号 上里町道路線の廃止について。

御提案申し上げました議案第25号 上里町道路線の廃止について提案説明をさせていただきます。

道路法第10条第3項の規定によりまして、不用道路の払い下げ申請、路線変更及び上里西部土地改良事業に伴い旧道路敷が基盤整備されたものなどの事由により、22路線について廃止するものであります。

次に、議案第26号 上里町道路線の認定についてであります。

御提案申し上げました議案第26号 上里町道路線認定についての提案説明であります。

これも同じく道路法第8条第2項の規定によりまして、道路位置指定の寄附採納、開発許可に伴う道路の帰属、路線変更及び上里西部土地改良事業に伴い整備された道路、25路線について認定するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第25号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第26号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第23 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第24 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（小暮敏美君） 日程第22、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件、日程第23、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件及び日程第24、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、承認第1号から承認第3号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

平成19年度上里町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるといふこととさせていただきます。

提案理由でありますけれども、専決第1号、専決処分書にあります、平成19年度上里町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をするといふことと専決処分書を添付させていただきました。

次に、平成19年度上里町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成19年度上里町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ719万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,296万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表、歳入歳出補正予算でございます。

歳入につきましては、款14国庫支出金、項の国庫補助金を315万円の増額補正であります。これは、高齢者医療制度改正に伴う後期高齢者医療システムを改修するため、高齢者医療制度円滑導入事業補助金であります。また、款18繰入金、項1基金繰入金は、財政調整基金より404万6,000円を追加するものであります。歳入の補正額は719万6,000円とし、歳入歳出を71億8,296万9,000円とするものであります。

次に、歳出関係であります、款3民生費、項1社会福祉費719万6,000円を追加し、歳出総額を歳入同様71億8,296万6,000円とするものであります。

歳出の内訳につきましては、補正予算に関する説明書の4ページであります。高齢者医療制度の改正に伴いまして、国民健康保険システムを改修するため、国民健康保険特別会計への繰入金313万7,000円と介護保険システムを改修するための介護保険特別会計への繰入金90万9,000円でございます。その他、後期高齢者医療システムの改修のための委託料315万円でございます。

以上が一般会計の内容になるわけであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めるといふこととありますけれども、平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるといふこととさせていただきます。

提案理由でございますけれども、専決処分第2号、専決処分書であります、平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定に

より、別冊のとおり専決処分をすることで専決処分書を添付させていただきました。

次に、平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,234万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金12万2,000円の増額補正であります。その内容といたしまして、医療制度改革に伴う高齢者医療制度円滑導入事業補助金であります。次に、款8 繰入金、項1 他会計繰入金313万7,000円の増額補正であります。総務管理事業等の職員給与等の繰入金の増額補正によるものであります。

次に、歳出関係でありますけれども、款1 総務費、項1 総務管理費の126万4,000円の増額補正につきましては、医療制度改革に伴う国民健康保険システム改修委託料として、平成20年4月から始まる特定健康診査事業に使用する受診券、利用券等に用いる事業費や委託料、システム使用料等の増額補正によるものでございます。

次に、項2 徴税費の199万5,000円の増額でございますが、医療制度改革に伴いまして、平成20年4月から後期高齢者医療制度の開始に伴い、付随した適正賦課に対応するための国民健康保険システム改修委託料として増額補正をするものでございます。

以上が国民健康保険特別会計の内容であります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。これにつきましては、平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるというものでございます。

提案理由でありますけれども、専決第3号、専決処分書であります。平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をいたしましたので、専決処分書を添付させていただいたものであります。

次に、平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億677万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入関係でございますが、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金の56万1,000円の増額補正であります。その内容につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステムの改修事業補助金であります。次に、款7 繰入金、項1 一般会計繰入金の90万9,000円の増額補正であります。

次に、歳出でありますけれども、款1 総務費、項1 総務管理費の147万円の増額補正につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。

以上3件連動しているわけでございますけれども、これらにつきましても4月1日から事業が展開されるということでございますので、それまでにシステム等改修する必要がございましたので、専決処分をさせていただいたわけであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午後1時30分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 町長提出議案第27号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第8号）について

議長（小暮敏美君） 日程第25、町長提出議案第27号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第27号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成19年度上里町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,570万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,867万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」によるものであります。

第2条であります。地方債の補正は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思いますが、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款1町税についてであります。項1の町民税2億400万円を補正増額するものであります。個人所得割や法人税割の増に伴いまして計上させていただくものであります。

款8自動車取得税交付金につきましては、交付金の減額が見込まれるため、880万円補正減をするものであります。

款14国庫支出金及び15款県支出金につきましては、事業費の確定に伴い補助金額を補正するものであります。

款17寄附金につきましては、教育振興のためにと善意の寄附金100万円と、上里町産業廃棄物対策連絡協議会が解散し、その残余金財産9万9,205円の寄附がありましたので、109万8,000円を増額補正するものであります。

款18につきましては繰入金でございます。項1基金繰入金につきましては、財政調整基金に3,404万3,000円を減額補正するものであります。

款21町債につきましては、事業の確定により借り入れ額が決定いたしましたので、3,250万円の減額補正をするものであります。

歳入合計では、現計予算に対し9,570万4,000円を追加し、72億7,867万3,000円とするものであります。

次に、3ページをお開きいただきたいと思いますが、歳出関係であります。

款1議会費から款10公債費まで、歳入同様、現計予算に対しまして9,570万4,000円を追加し、72億7,867万3,000円とするものであります。

続きまして、5ページでありますけれども、地方債の補正であります。これは、事業費の確定によりまして起債額の補正後の限度額を変更するものであります。県営ほ場整備事業については、上里町西部土地改良事業の負担金に対する起債ですが、限度額1,730万円に変更するものであります。また、地方道路改良事業につきましては、古新田四ツ谷線整備事業分2,560万円、町道新設改良事業分2,750万円と、限度額を合計して5,310万円に変更するものであります。その他、防火貯水槽整備事業及び七本木小学校屋内運動場石綿対策事業など事業が確定をいたしましたので、起債の限度額4億1,869万6,000円から3億8,619万6,000円に減額補正するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおり変更前と変わりはありません。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い

願いを申し上げる次第でございます。

〔以下、上程中の議案について
副町長 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。
3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 1点だけお伺いいたします。

款7土木費の項4の都市計画費なんですけれども、街路整備費ということで古新田四ツ谷線整備事業が1億1,445万4,000円の減額ということで先ほど御説明いただいたんですけれども、これ今年度末でこの古新田四ツ谷線の用地の買収の割合、それとあと何件建物補償、工作物等の補償が残っているのか、御説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 古新田四ツ谷線の関係でございますけれども、買収対象の総筆数が114筆ほどございます。それで、19年度末の買収済みの筆数としまして、84筆ほど買収済みになっております。パーセントにしますと約74%程度になるかと思います。残りにつきましては、まだ30筆ほど残っているわけなんですけれども、これは筆数でございます、所有者で数えてみますと、個人で3筆、4筆持っている方もおりますので人数的にはかなり少ないわけなんですけれども、そういう中で畑等もございます。また工作物等もございまして、そういう補償等もございますけれども、一応進捗率としましては、筆数でカウントしまして74%ほど進行しております。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） できましたら、用地の面積ベースでお知らせいただきたいのと、あと建物及び工作物の移転補償の件数がわかりましたらお願いしたいんですけれども。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 面積ベースというお話ですので、ちょっとその辺の資料、ここに持ってきておりませんので、後ほど工作物の補償等もあわせて御説明させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 町民税が4億ばかり増収になっているんですが、その中で個人町民税が1億2,500万円の増収になっておりますが、その根拠を説明願いたいんですが。

議長（小暮敏美君） 税務課長。

〔税務課長 小暮昇三君発言〕

税務課長（小暮昇三君） 19年度、所得税の修正等に伴いまして、住民税が賦課になった、その分が入ったということでございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 昨年、一昨年、税源移譲によって町民税が大幅に増収になったわけですが、それが当初予算に見込まれていなかった分がこれだけ増収になったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の説明を再度お願いします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今、税源移譲関係については当初予算の中で計上させていただいているわけでありまして、そういう内容になりましたので、徴収率が若干、どこの町村もそうなんですけれども、ちょっと落ち目であるということで大変心配をしているわけでありまして。

今回の補正につきましては、特に名前を申し上げられませんが、特別な修正申告によって大口の収入があったということで、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。今言われているような内容のものではないということでございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第27号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 町長提出議案第28号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)について

議長（小暮敏美君） 日程第26、町長提出議案第28号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第28号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,268万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページをお願い申し上げます。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の320万円の増額補正であります。この内訳は退職者医療制度による一般から退職者への移行による減額の結果であり、その内訳といたしまして、一般被保険者国民健康保険税の1,420万円の減額、それから医療給付費分の現年度課税分の1,270万円の減額、それから介護納付金分現年度課税分の150万円の減額等であります。また、退職被保険者等国民健康保険税1,740万円の増額は、医療給付費分の現年度課税の1,700万円の増額、介護保険納付金現年度分の4万円の増額によるものであります。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金3,102万8,000円の減額補正であります。その内訳は、療養給付費等負担金の確定に伴いまして3,143万8,000円の減額でございます。療養給付費負担金400万4,000円の減額、老人保健医療費拠出金2,740万7,000円の減額であります。次に、介護納付金負担金の2万7,000円の減額もあります。また、高額医療費共同事業負担金41万円の増額は、高額医療費の共同事業拠出金の確定によるものであります。

次に、項2 国庫補助金、調整交付金の2,000万円の増額補正であります。特別調整交付金の経営姿勢良好に基づき国に進達した結果、特特分として1,500万円の増額、それから税收の確保のために税務課職員及び管理職等による町税滞納整理の成果によるものとあわせて計上させていただきます。

款4 療養給付費交付金の項1 療養給付費交付金の8,652万7,000円の増額補正につきましては、社会保険支払基金から交付されたもので、現時点の交付通知による見込み額であります。

次に、款5 県支出金の項1 県負担金の高額医療費共同事業負担金の41万円の増額補正につきましては、高額医療費共同事業拠出金の確定によるものであります。項2 県補助金の財政調整交付金の3,157万3,000円の減額補正につきましては、現時点では内示的なものであります。

次に、款6 共同事業交付金、項1 共同事業交付金の1,837万7,000円の増額補正につきましては、その内訳は確定によるものであり、高額医療費共同事業交付金の1,280万3,000円の増額及び保険財政共同安定化事業交付金557万4,000円の増額であります。

次に、款8 繰入金、項1 他会計からの繰入金の6,581万3,000円の減額補正でありますけれども、これにつきましては、職員給与費等繰入金の1万9,000円の増額及び出産一時金等の繰入金186万6,000円の増額並びに国・県等の確定によりまして一般会計から一時的に借り入れする、その他一般会計繰入金6,769万8,000円を減額するものであります。

次に、款10 諸収入、項3 雑入24万1,000円の増額補正につきましては、交通事故等により保険会社に請求し、第三者納付金7万6,000円の増額、それから上里町国民健康保険無資格者受診による返納金等16万5,000円の増額補正になっているところでございます。

次に、歳出であります。款2 保険給付費、項1 療養諸費の523万9,000円の増額補正につきましては、一般被保険者療養給付費及び療養費につきまして財源補正であり、退職被保険者等療養給付費の487万4,000円、退職被保険者等療養費の36万5,000円につきましては、現時点までの療養費の支払い状況を勘案し、それぞれ増額補正をしたものであり、項2 高額療養費につきましては財源補正するものであり、項4 出産育児諸費280万円の増額は、母子手帳から出産を予定されている方8人おりますので、それに対する増額補正を計上させていただいたものであります。

また、款3 老人保健拠出金、款4 介護納付金につきましては、財源補正であります。

次に、款5 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金の771万7,000円の減額補正につきましては確定によるものであり、高額医療費共同事業医療費拠出金の161万1,000円の増額、それから保険財政共同安定化事業拠出金935万8,000円につきましては、確定による減額であります。

次に、6 款保健事業費、項1 保健事業費の1万9,000円の増額補正につきましては、医療費通知等、通信運搬費を増額をするものであります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 町長提出議案第29号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について

議長（小暮敏美君） 日程第27、町長提出議案第29号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第29号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について。

御提案申し上げました議案第29号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

議案第29号 平成19年度神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正。第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,081万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,999万2,000円とするものであります。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載されているとおりであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,081万円を減額し、総額で1億2,999万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、款1負担金及び負担金、項1負担金で、今年度公売いたしました一般保留地3カ所のうち2カ所分の申し込みがなく公売できなかったことによりまして、歳入で見込んでおりました予算額から3,256万1,000円を減額したものと、それから款3繰越金、項1繰越金2,206万3,000円を減額し財源確保としたものであります。款2繰入金、他会計からの繰入金ということで、一般会計からの繰入金をいたしまして4,381万4,000円を増額し、1億1,211万4,000円とするものであります。次に、款3繰越金でございますが、項1繰越金、前年度繰越金の前年度処分いたしました保留地処分金見込み額の差2,206万3,000円を減額し、293万3,000円とするものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額1億4,080万2,000円に対しまして、補正額1,081万円を減額いたしまして、1億2,999万2,000円とするものであります。

次に、歳出でございますが、歳出につきましては、事業費でございますけれども、補正前の額1億3,930万9,000円から補正額1,081万円を減額いたしまして、1億2,849万9,000円とするものでございます。

歳出合計につきましては、補正前の額1億4,080万2,000円から補正額1,081万円減額いたしまして、1億2,999万2,000円にするものでございます。

事業費の内訳でございますけれども、補正予算に関する説明書4ページをごらんいただきたいと思います。手数料として21万円の減額、一般保留地の処分を事業の進捗に伴って公売できなかった分の土地鑑定手数料の減額と事業委託の画地確定調査測量委託の請負残、予定した物件調査ができなかったことにより、委託料74万円の減額をいたしたものでございます。また、工事請負費でございますが、今年度におきましては役場庁舎南側の道路築造及び区画の整備を完了いたしましたことによる街路築造工事の請負残と画地整地工事の当初計画した画地の箇所数の面積減少の変更による820万円の減額であります。また、補償費、それから賠償費につきましては、東京電力の電柱1移設に伴って共同受信アンテナの引き込み変更による工作物等の補償費166万円の事業費予算を減額するものでございます。

現在の事業の進捗状況でございますが、計画されている区画街路の整備地につきましては、今年度で完了するわけでございます。また、仮換地指定率につきましては99.54%であり、使用収

益開始率は96.32%になっておるわけでありまして。残り数名の地権者の協力を得ていかなければならないわけですが、事業の進捗はかなり進んできている状況にあるというふうに思うわけでありまして。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。

ただいま事業の区画の整理が100%ということで、何ですか、ちょっとその後の言葉を聞き漏らしてしまったんですけれども、残り数名の方の協力を得ていかなければならないということですか。今後協力いただくというのは、どのような内容での御協力をいただいて、この事業が100%終わりになるのかということが1点なんですけれども。保留地が2区画売れなかったということなんですけれども、現在この保留地は、要するに土地の評価はどうなっているのか、下がっているのかどうなのかということ、2点お伺いいたします。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 事業のほうの進捗なんですけれども、議員もおっしゃいましたように、相当程度進んでおります。おかげさまをもちまして、道路の整備につきましては、土曜日、役場の前のほうを舗装させていただきましたので、道路の舗装整備率につきましては100%になりました。残り、99.54%ということなんですけれども、地権者とすれば3名ほどでございます。これはつけ保留地等の関係もございまして、平成20年度については相当程度進捗するというふうに思っております。ただ1名、事業そのものに今のところ賛同いただいていないという方がございますので、この辺がちょっと難航するのかなというふうに思っているわけなんですけれども、平成20年度完了を目安に頑張っているところでございます。

それから、保留地の関係でございますけれども、19年度も保留地3区画売り出したのが1区画しか売れないということで、9区画ほど残っているわけなんですけれども、これは不動産鑑定をさせていただきまして価格を決定しているわけです。価格につきましては、19年度、20年度あたりが底になるのかなというふうな感じは受けております。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第29号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 町長提出議案第30号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）について

議長（小暮敏美君） 日程第28、町長提出議案第30号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第30号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ428万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,869万9,000円とするものであります。

2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

次に、第3条関係は繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして繰り越しして使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」によるものでござい

ます。

2ページでございますが、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入歳出の款2の歳入繰入金でございますが、補正前の額8,145万7,000円に補正額81万1,000円を増額いたしまして、補正後の額8,226万8,000円とするものでございます。次に、款5町債でございますが、補正前の額4億6,590万円に補正額510万円を減額し、補正後の額を4億6,080万円とするものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額6億7,298万8,000円に対しまして、補正額428万9,000円を減額いたしまして6億6,869万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、款1事業費でございます。補正前の額6億2,373万1,000円で、補正額152万7,000円を減額いたしまして、6億2,220万4,000円とするものでございます。款2公債費でございますが、補正前の額4,915万7,000円に補正額276万2,000円を減額いたしまして、4,639万5,000円とするものでございます。

歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額6億7,298万8,000円に対しまして補正額428万9,000円減額して、6億6,869万9,000円とするものでございます。

補正する歳出予算の内容につきましては、補正予算書に関する説明書4ページをごらんいただきたいと思ひます。

事業費の節19負担金補助及び交付金でございますが、県の流域下水道事業の事業費の減額により、これに対する建設負担金168万4,000円の減額に伴っております。また、県へ派遣されております本庄市の職員の異動により、その負担金といたしまして15万7,000円が増額になっているわけでありませう。

款2公債費でございますが、節23償還金利子及び割引料の長期債の元金について繰上償還金の見込み額と実際の繰り上げとの差が生じたため、10万1,000円の減額となったわけでありませう。また、長期債の利子については、18年度分の繰上償還金及び借り入れ予定額において見込み額と実際の額との差が生じたこと及び借り入れ予定額の利率が見込み時と借り入れ時とでは変更があった関係で、利率の下がりがあったわけで、266万1,000円の減額となったところでございます。

次に、前に戻っていただきまして、3ページの第2表の地方債補正のところを見ていただきたいと思ひます。

補正前の限度額4億6,590万円に対しまして、補正額510万円を減額し、限度額を4億6,080万円とするものでございます。この補正につきましては、先ほど説明した県の流域下水道事業建設負担金が168万4,000円の減額となったことと、当初起債による工事費を、起債が適用にならなかつた工事へ流用したことによる減額となっております。起債の目的につきましては、公

共下水道事業に資するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載したとおりであり、補正後については補正前と同様の内容となっているわけでございます。

次に、4ページでございますけれども、第3表、繰越明許費でございますが、公共下水道事業の管渠築造工事4,838万5,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。繰り越しとなる理由につきましては、繰り越しを予定している管渠築造工事は推進による工事となり、現在行われている1工区の推進による工事の続きであることから、現在の1工区の立て抗をそのまま使用し施工していく設計といたしております。こういうことから、1工区の工事の進捗を見た上、2工区の着工を予定しているということにより、次年度への繰り越しとするものでございます。

今回御説明する繰り越しとなる工事につきましては19年度の2工区として行われますが、工事箇所につきましては、現在行われております1工区の神保原小学校南の立て坑から石上神社の石神社の西の小学校正門の北側あたりまでとなります。また、現在行われている1工区工事につきましては、地層の影響で今後の工事が継続できない状況で変更せざるを得ないということで、本工事は既に終了した箇所までと、新たに掘削を行う立て坑までとするといった変更を行い、それに伴う契約の変更は今後生じるわけでありまして。そういったことで、今回御説明いたします2工区工事の繰越明許費を議決いただいた後に、追加議案といたしまして1工区の繰越明許費について議決をいただきたいと思うわけでありまして。19年度繰越費につきましては、1工区、2工区あわせて限度額を繰越明許させていただくことになると思われますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

なお、内容については過日の全員協議会の中で細かく説明をさせていただいておりますので、よろしく御理解いただきたいと申します。

以上で平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 4ページの第3表、繰越明許費について、ただいま副町長から詳しい説明があったわけですが、神保原小学校の南側から旧中山道、17号を横断する推進法ですか、それがどうしても完了できないということで工事の変更を協議しているということでありまして、その分がどうしても19年度、年度内に完了できないということでありまして、この4,838万5,000円をいわば繰り越し明許すると。そうして新たな方法で17号を横断する送水管を布設

するということでありますけれども、別の方法でこれをやってもらうわけですが、この繰越明許費の4,838万円のこの予算額で、新たな方法でこれが17号を横断できて完了できるのかどうかということと、もう既に支払い済みの2,700万ですか、その工事した内容が、20年度において新たな方法でやる工事に役立つのかどうか。その辺の説明を再度お願いいたします。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

〔下水道課長 岩田貞祐君発言〕

下水道課長（岩田貞祐君） まず、繰り越し明許の件でございますけれども、4ページの繰越明許費、これに4,838万5,000円、これにつきましてはこれから議決をいただきます契約、2工区の繰越明許費でございます。先日、全協の中で説明差し上げました1工区の件につきましては、これから設計をいたしまして繰越明許費がどのぐらいになるか、そういったことで先ほど副町長のほうから説明がありましたが、1工区と2工区を合わせた額が今後繰越明許費となるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 町長提出議案第31号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（小暮敏美君） 日程第29、町長提出議案第31号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第31号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思いますが、第1表、歳入予算の補正でございます。

歳入の前年度繰越金の増額による、一般会計からの繰入金と同額の減額であります。補正額は差し引きゼロとなるわけでございますが、歳入のみの補正となるわけでございます。

款3繰入金でございますが、補正前の額1,378万7,000円から補正額66万7,000円を減額いたしまして、補正後の額は1,312万円とするものでございます。

次に、繰越金でございますが、補正前の額50万円に補正額66万7,000円を増額いたしまして、補正後の額116万7,000円とするものでございます。

歳入合計につきましては、補正後につきましても、補正前と同額の1,694万9,000円でございます。

以上で、平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（小暮敏美君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 4 分